



SMTB年金ニュース

(平成26年12月9日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

代行保険料率算定基準等に係る省令・通知改正等

平成26年12月5日付で、代行保険料率算定基準等に関する告示および省令・通知の発出・改正が以下のとおり行われました。

- ・厚生労働省告示第460号
<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20141209kokuji.pdf>
- ・厚生労働省令第133号
<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20141209shourei.pdf>
- ・通知「「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正について」
<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20141209tsuuchi.pdf>

先般のSMTB年金ニュースにおいてご案内の通り、今回の改正等について厚生年金本体の財政検証結果公表に伴うパブリックコメント手続き（※）が実施されておりました。なお、パブリックコメント手続き時に提示された改正等の内容から変更はありません。

（※）厚生年金本体の財政検証結果公表に伴うパブリックコメント手続き一覧

- ・ [免除保険料率の算定等に関する告示及び厚生労働省令の一部改正](#)（平成26年10月17日付）
- ・ [代行保険料率算定基準の改正及び予定死亡率の改定](#)（平成26年10月22日付）

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3595

I. 改正等の趣旨

今般、社会保障審議会年金部会において、「財政の現況及び見通し」が公表されたことに伴い、全ての厚生年金基金において免除保険料率を算定し直すこととなるため、当該免除保険料率の決定の基準となる代行保険料率の算定（以下、代行保険料率一斉計算）に係る取扱い等について所要の規定の整備を行うもの。

なお、解散や他制度への移行（代行返上）に向けた手続を進めている厚生年金基金（※）については、事務負担軽減の観点等から、財政の現況及び見通しが公表されたことに伴う免除保険料率の算定を不要とすることとする。

（※）解散計画または代行返上計画（以下、解散計画等）を提出した厚生年金基金

II. 発出された告示・省令・通知および改正された通知

- ① 厚生労働省告示第460号
- ② 厚生労働省令第133号（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令）
- ③ 「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正について（平成26年12月5日年発第1205第2号）
- ④ 代行保険料率の算定に関する取扱いについて（平成7年3月30日年発第1510号）
- ⑤ 厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）

III. 改正等の概要

- ① 財政の現況及び見通しが公表されたことに伴う各厚生年金基金の免除保険料率適用開始時期（厚生労働大臣が定める月）を、平成27年4月とする。
- ② 解散計画等を提出した厚生年金基金は、財政の現況及び見通しが公表されたことに伴う免除保険料率の算定を不要とすることとする。
- ③ (1) 代行保険料率一斉計算に伴う、代行保険料率算定届出書の厚生労働大臣宛提出期限は、平成26年12月末日とする。
(2) 平成26年3月31日を基準日とする財政再計算に係る財政再計算報告書（財政運営基準第四の一の（2）のウの規定に基づき、平成26年4月1日から平成26年6月29日までを基準日とする財政再計算を行った場合にあっては、当該財政再計算に係る財政再計算報告書を含む。）の厚生労働大臣宛提出期限は、平成27年2月末日とする。
(3) 平成26年12月末日までに、平成27年4月1日以前を適用開始日とする解散計画等を提出した場合は、代行保険料率算定届出書の提出は不要とする。
また、平成27年1月1日以後平成27年2月末日までに解散計画等を提出した場合は、代行保険料率一斉計算に伴う免除保険料率の決定は行わないものとする。
(4) 代行保険料率一斉計算を行った場合の基本部分の規約上標準掛金率は、財政再計算等の財政計算に該当する場合を除き、変更前の基本部分の規約上標準掛金率から変更前の免除保険料率を控除し、変更後の免除保険料率を加算することにより算定すること。
(5) 当該通知に基づく代行保険料率算定届出書の提出に際しては、従来どおり代議員会での議決や承認は不要であるが、事業主及び加入員への結果の周知に関しては特段の配慮を行うこと。

- ④ (1) 解散計画等を作成した厚生年金基金は、財政の現況及び見通しが公表されたことに伴う代行保険料率の算定を不要とする。
- (2) 代行保険料率の算定に用いる予定利率は年4.1%とする。
- (3) 「厚生年金基金財政運営基準」における予定死亡率が改定されることに伴い、代行保険料率の算定に用いる予定死亡率が変更される。
- (4) 5年前の財政の現況及び見通し公表時に設けられた「代行保険料率の算定に係る経過措置(※)」は今回設定されていない。

(※) 過去期間代行給付現価が最低責任準備金を上回っている場合に、平成22年3月分の免除保険料率の基準となる代行保険料率に基づき免除保険料率を決定することができる。

- ⑤ (1) 「厚生年金基金財政運営基準」における予定死亡率を改正する。
- (2) 積立上限額の算定に使用する予定死亡率の係数を変更する（最低積立基準額を除く）。
- (変更後) 男子及び女子：0.72
- (変更前) 男子：0.9 女子：0.85
- (3) 財政計算において受給者等に使用する予定死亡率に乗じることができる係数の範囲を変更する。
- (変更後) 男子及び女子：0.72から1.0までの一定率
- (変更前) 男子：0.9から1.0までの一定率 女子：0.85から1.0までの一定率

IV. 実務上の対応に関する確認事項

実務上の対応に関して厚生労働省より確認を得ております。主な内容を別紙のとおりまとめています。

- ・厚生労働省より得た確認事項

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20141209kakunin.pdf>

(参考) 代行保険料率算定基準に係る通知改正の影響

全ての厚生年金基金に共通する話ではありませんが、以下の理由で、今回算定する代行保険料率に基づく免除保険料率は、現行の免除保険料率より低下することが考えられます。

現行の免除保険料率は、一定の条件のもと、経過措置により平成22年3月の免除保険料率が据え置かれています。当該平成22年3月の免除保険料率は、予定利率3.2%で算定した代行保険料率に基づくものですが、今回は予定利率4.1%で算定した代行保険料率に基づき免除保険料率を決定することになります。予定利率が高くなることにより、一般的に代行保険料率は低下します。

以上